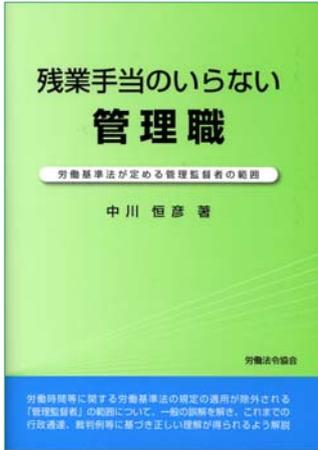


管理監督者問題について、豊富なQ&Aでわかりやすく解説！

〔平成21年2月発行〕



「残業手当のいない管理職」

— 労働基準法が定める管理監督者の範囲 —
中川 恒彦 著

本省監督課監察官を務めた著者が管理監督者問題についての誤解を解き、疑問に答える

名ばかり管理職問題とは？
使用者と一体的な立場とは？
勤務時間の自由裁量権とは？
部下が何人で「管理監督者」？
裁判で認められた例は？
ふさわしい賃金はどの程度？

本書は、労働時間等に関する労働基準法の規定の適用が除外される「管理監督者」の範囲等について、一般の誤解を解き、これまでの行政通達、裁判例等に基づき、正しい理解が得られるよう解説した。

第1編では豊富なQ&Aによりポイント解説。第2編で行政の取組と通達内容、第3編で裁判例の動向を紹介し、第4編において企業の対応策を解説した。

発行：労働法令協会 A 5判 264頁 定価2,100円

申 込 書

お申込先 **フリーFAX** ▶ **0120-610-313**

株式会社 労働法令 〒104-0033東京都中央区新川2-15-7 TEL.03-3523-0770

Web	残業手当のいない管理職		部
ご住所 〒 (送本先)			
名称(請求書宛名)			
	部	課	
ご担当	E-mail		
TEL	FAX		

お客様の個人情報は、当社の扱う図書情報等のご案内に使用させて頂く場合がございます。

(定価税込み・送料実費)

「残業手当のいらぬ管理職」

本書の目次

第1編 管理監督者問題に関するQ&A

1. 「名ばかり管理職問題」とは何か
2. 「管理職」と「管理監督者」の違いは
3. 「管理監督者」は管理も監督も行うのか、それとも「管理のみを行う者」、「監督のみを行う者」も「管理監督者」か
4. 「管理監督者」と認められるための要件は
5. 「管理監督者」に関する労働局の指導方針は
6. 金融機関の「管理監督者」の範囲に関する通達の内容は
7. チェーン店の店長の「管理監督者」の範囲に関する通達の内容は
8. 裁判で「管理監督者」と認められた例は
9. 裁判で「管理監督者」と認められなかった例は
10. 「管理監督者」の範囲について労働局と裁判所では見解の相違はあるのか
11. 「経営者と一体的な立場にある者」とはどういう意味か
12. 「入社退社について厳格な制限を受けない」とか「自己の勤務時間について自由裁量権を有する」とはどういう意味か
13. 部下が何人ぐらいいれば「管理監督者」と認められるのか
14. 「管理監督者」としてふさわしい賃金はどの程度か
15. スタッフ職についてはどのように考えるべきか
16. 非組合員であれば、「管理監督者」と認められるか
17. 労働基準法第10条にいう「使用者」は、「管理監督者」と認められるか
18. 「企業の経営方針の決定に参画していること」が「管理監督者」であることの判断基準であるという日本マクドナルド事件判決の考え方からすれば、役員以外は「管理監督者」になり得ないのではないか
19. NHKスペシャルで工場の部下100名を擁する課長が管理監督者に該当しないとされていたが妥当か
20. 「管理監督者」として扱ってきた「管理職」が「管理監督者」と認められない場合はどのように対応すべきか
ほか

第2編 管理監督者問題に関する行政の取組みの推移と通達内容の検討

- I 労働基準法の施行(昭和22年)
- II 労働基準法の施行通達及び当時の解説書(昭和22年～)
- III 銀行等における管理監督者問題の噴出(昭和50年前後)
- IV 「金融機関における管理監督者の範囲」に関する通達の発出(昭和52年)
- V 「金融機関における管理監督者の範囲」に関する通達の検討
- VI 「管理監督者の範囲」に関する「基本通達」(昭和63年)
- VII 「管理監督者の範囲の適正化」についての監督課長通達(平成20年)
- VIII 「多店舗展開する小売業等における管理監督者の範囲」に関する通達(平成20年)

第3編 裁判例の動向

- I 「管理監督者の範囲」に関する各裁判例の要約
 - ① 「管理監督者性」を認めた裁判例
 - ② 「管理監督者性」を認めなかった裁判例
- II 裁判例における「管理監督者」に関する基本的考え方
 - ① 裁判例の判断基準と「基本通達」の比較
 - ② 裁判例における「基本的考え方」の判決文中からの抽出
 - ③ 「企業全体の事業運営に関する重要事項への関与」という要件の妥当性

第4編 企業の対応

- I 考え方の整理
- II 事業場内部の管理職と支店長等の出先機関の長とで判断基準は異なるか
- III 「管理監督者」問題の発生を防止するために
- IV 労働時間適用除外の法的状況